

(別添 1)

厚生労働省発雇児 1220 第 1 号  
平成 25 年 12 月 20 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

### 子育て世帯臨時特例給付金の実施について

本年 12 月 5 日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」に基づき、「消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、(中略) 子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる」こととなりました(別紙 1 参照)。

また、本年 12 月 6 日の関係閣僚打合せにおいて、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」が関係大臣の間で確認され、同措置は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものであること、同措置の実施業務は、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣の協力を得て担当することとされました(別紙 2 参照)。

厚生労働省においては、本年 10 月に設置された「簡素な給付措置支給業務実施本部」を改組し、「簡素な給付措置及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務実施本部」(以下「実施本部」という。)として、両措置に係る検討を一体的に進めてまいります(別紙 3 参照)。

子育て世帯臨時特例給付金の事業の実施については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施する給付事業を対象とし、国が補助金(補助率 10 分の 10)を交付するものであり、地方公共団体の御協力が必要です。

具体的な実施方式については、現在、実施本部において鋭意検討を行っているところですが、実態に即した制度とするよう、地方公共団体の御意見を十分にお聞きしつつ、できる限り市町村の事務の負担の少ない仕組みにより実施できるように努めますので、是非とも本事業の実現に御協力いただくようお願いいたします(現時点で検討している制度の概要については、別紙 4 参照)。

なお、本通知については、貴都道府県内の市町村に対して、御連絡いただくようお願いいたします。

#### 【連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室  
山口、下間  
TEL 03-5253-1111 (内線: 7850)  
FAX 03-3595-2672

## 「好循環実現のための経済対策」(抄)

(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)

## 第 2 章 具体的施策

## IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

(略)

- ・ 簡素な給付措置 (臨時福祉給付金 (仮称)) (厚生労働省)
- ・ 子育て世帯に対する臨時特例給付措置

## 子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方

平成 25 年 12 月 6 日

「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）第 2 章 IV 「低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和」に定める「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」については、以下の基本的考え方に沿って、与党と十分連携しつつ、具体化を進める。

### 1 給付の趣旨

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯に対する臨時特例給付措置を実施する。

### 2 対象児童

実務上の対応可能性、事務の効率性に配慮しつつ、児童手当の支給対象児童（特例給付の支給対象児童、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の給付対象者及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除く。）を基本とする。

### 3 給付額

対象児童一人につき 1 万円とする。

### 4 実施方法

子育て世帯に対する臨時特例給付措置の実施に当たっては、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な枠組みとする。また、市町村をはじめとする地方の協力が不可欠であることから、具体的な実施方法については、今後、地方と協議を行い、決定することとする。

臨時特例給付措置の実施に要する費用については、国が負担する。

臨時特例給付措置の実施のために必要な国の業務は、総務大臣及び財務大臣の協力を得て、厚生労働大臣が担当するものとする。

平成 25 年 12 月 19 日 改組

簡素な給付措置及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置  
支給業務実施本部

本部長 厚生労働審議官

本部長代理 雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長 政策統括官(社会保障担当)

副本部長 大臣官房審議官(賃金、社会・援護・人道調査担当)  
大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭、少子化対策担当)  
大臣官房審議官(老健、障害保健福祉、医療・介護地域連携担当)  
年金管理審議官

構成員 健康局総務課長  
雇用均等・児童家庭局総務課長  
社会・援護局総務課長  
社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
老健局総務課長  
年金局総務課長  
参事官(社会保障担当参事官室長併任)

## 子育て世帯臨時特例給付金について

### 1. 名称

子育て世帯臨時特例給付金

### 2. 趣旨

消費税引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

### 3. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

### 4. 支給対象者

6の基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないものを基本とする。

### 5. 対象児童

4の支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童（臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除く。）を基本とする。

### 6. 基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金の基準日と同日）

### 7. 給付額

5の対象児童1人につき10,000円

### 8. 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担